

平成19年3月16日	幹事会	協議会設置の趣旨
平成20年2月15日	第1回協議会	不法係留船の現状と問題点
平成20年 6月26日	第2回協議会	現地視察、漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年 1月16日	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年 2月26日	第2回勉強会	基本方針(案)
21. 3. 13 ブースター船	監督処分	
平成21年 3月19日	第3回協議会	基本方針(案)、大型作業船の是正措置
21. 4. 15 ブースター船	戒告書送付(行政代執行法)	
21. 5. 14 ブースター船	自主撤去開始	
21. 8. 10 ブースター船	自主撤去終了	
平成21年11月26日	幹事会	第4回協議会に向けて
平成21年12月17日	第4回協議会	早急に対応が必要な案件、船舶対策計画の策定
22. 1. 25 下坂手変形護岸	簡易代執行公告	
22. 3. 9～15 下坂手	簡易代執行	船舶32 船台1を撤去・保管
22. 3. 29 下坂手	全船舶、工作物撤去確認	1

平成22年 6月14日	幹事会	第5回協議会に向けて
平成22年 6月28日	第5回協議会	本年度スケジュール、 不法係留船対策計画(素案)
22. 9. 29 松之木	簡易代執行公告	
平成22年11月17日	幹事会	強制的撤去措置(松之木・西川)、 Ver.221117不法係留船対策に係る計画書
22. 11. 30 西川	簡易代執行公告	
22. 12. 1 松之木	行政代執行令書	
22. 12. 7 松之木	簡易代執行	船舶を9隻撤去
22. 12. 8 松之木	行政代執行	船舶を7隻撤去
23. 1. 19 西川 ～20	簡易代執行	船舶を12隻撤去
平成23年2月24日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 Ver.230224不法係留船対策に係る計画書
平成23年3月16日	第6回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 不法係留船対策に係る計画書
23. 6. 22 策定	木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書	
23. 6. 22 ケレップ水制群	重点的撤去区域公示	
23. 9. 13 ケレップ水制群	簡易代執行公告①	

平成23年10月19日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)	
23. 11. 24	ケレップ水制群	簡易代執行公告②	
23. 12. 7	ケレップ水制群	簡易代執行①	船舶3隻を撤去
24. 2. 1	ケレップ水制群	簡易代執行②	船舶1隻を撤去
平成24年2月23日	第7回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群) H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H23～27年度)	
24. 4. 11	船頭平木曾川水路及び西川地先	重点的撤去区域公示	
平成24年10月23日	幹事会	H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) Ver.241023不法係留船対策に係る計画書	
平成25年2月22日	第8回協議会	H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H24～27年度)	

平成26年2月25日

第9回協議会

河川法施行令改正（放置艇対策）

H24～25年度強制的撤去措置（船頭平木曾川水路及び西川地先）

H26～27年度強制的撤去措置（油島地先）

船頭平暫定係留施設占用廃止（H27.3.31）

変形護岸整理集約（H24～27年度）

26. 4. 14 油島地先

重点的撤去区域公示

平成27年3月23日

第10回協議会

H24～25年度強制的撤去措置（船頭平木曾川水路及び西川地先）

H26～27年度強制的撤去措置（油島地先）

船頭平暫定係留施設占用廃止（H27.3.31）

変形護岸整理集約（H24～27年度）

不法係留船対策に係る計画書の見直し

河川法施行令改正による放置艇対策の促進について

27. 3. 31 船頭平暫定繫留
施設

占用廃止

係留船舶（32隻）

27. 6. 4 船頭平暫定繫留
施設

是正完了

係留船舶自主移動

平成28年2月23日

幹事会

①協議会（幹事会）開催状況及び不法係留船対策状況

②第10回協議会以降の動き

③強制的撤去措置に係る年次計画の見直し（案）及び船頭平暫定繫留施設について

平成28年3月23日

第11回協議会

- ①協議会(幹事会)開催状況及び不法係留船対策状況
 - ②第10回協議会以降の動き
 - ③強制的撤去措置に係る年次計画の見直し(案)及び船頭平暫定繫留施設について
-

【事務所管内】係留船舶等の現状

H27年度調査

係留船舶数 1,025隻 (H18比較-453)

うち、無許可船舶 311隻 (-393)

許可船舶 (変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの) 714隻 (-60)

1,025隻のうち、
漁船等生業船326(-638) 生業船以外699(+185)

漁船等
生業船
75隻(-347)
生業船
以外
236隻(-46)

漁船等
生業船
251隻(-291)
生業船以外
463隻(+231)

棧橋
国の設置した棧橋(防災棧橋) 6箇所(±0)
不法棧橋 96箇所(-28)

<H27調査について>
・漁船等生業船: 船体に漁船番号が明示されているもの
・生業船以外: 船体に漁船番号が明示されていないもの
(=船舶番号が明示されているもの若しくは漁船番号や船舶番号が明示されていないもの)

ブースター船



長良川左岸12km付近に係留

【経緯】
長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。

全長47m、幅約15mで32klのA重油を積載。

老朽化が進み、沈没や燃料油流出のおそれがあった。



ブースター船



自主撤去(解体)

- 21.3月 監督処分 (河川法第75条第1項)
- 21.4月 戒告書交付 (行政代執行法第3条第1項)
- 21.5月 自主撤去開始
- 21.8.10 撤去作業終了

下坂手 変形護岸



長良川左岸9.4km付近下坂手変形護岸

【経緯】
本来の使用者がいなくなったことからH19年度末に占用廃止

撤去指導を継続して実施するが是正されず

H21年には台風18号により船が転覆・沈没



21.9時点 85隻確認

22.3.9~15
簡易代執行実施(32隻、船台1)



撤去作業



長良川

撤去完了後

松之木 変形護岸 (一部)

【経緯】
21.10月の台風18号
で船が沈没、所有者
は是正指示に従わず
放置

22.3月に水質事故発
生(沈没船から油流
出)し、緊急的に河川
管理者が引き上げ

22.4月一部占用廃止
22.9月監督処分・
簡易代執行公告
22.11月戒告書交付
22.12月代執行令書



長良川左岸11.6k附近



22.12.7 簡易代執行実施(9隻)
22.12.8 行政代執行実施(7隻)

撤去完了後

西川地区 (ワンド)

【経緯】
当該場所は所有者不
明の不法係留船が、
長年に亘り多数放置
(21.4月時点で40隻)

日常管理ができてい
ない船がほとんどで
あり、油流出による
水質事故や洪水時
に流出するおそれがあ
った

22.11月
簡易代執行公告



木曾川右岸10.6k附近



木曾川

撮影H21.10

22.4時点
40隻確認

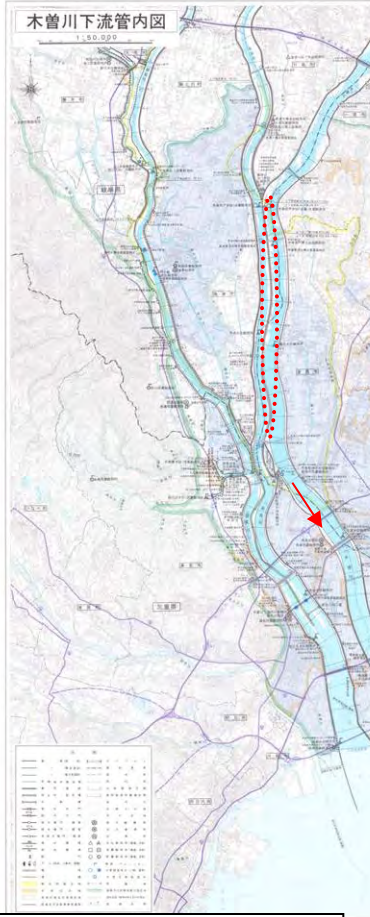
23.1.19~20 簡易代執行実施(12隻)



撤去完了後

ケレップ 水制群

【対策経緯】
沈・廃船を含め、管理がされていない船が多数あり、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、景観の阻害となっていた。



23.2.2～3実態調査で12箇所において不法係留船57隻、不法棧橋2を確認。
23.6～10 不法係留船9隻確認。

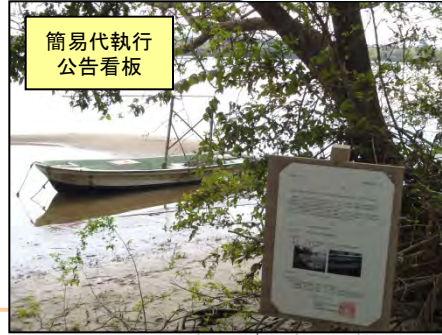
- 23.9.13簡易代執行公告
① (18.1km, 18.9km, 20.4km) 3隻
23.11.24簡易代執行公告
② (21.4km) 1隻
23.12.7簡易代執行①
24.2.1簡易代執行②
自主撤去 船舶23隻 棧橋2基
廃船処理 32隻
占用 7隻

【木曾川ケレップ水制群】
木曾川付替えを技術的に可能にした水制工(粗朶と土・石)であり、戦前で最大規模の水制群
施工年: 明治44年

土木学会における選奨土木遺産(H12年度)となっており、水制周辺には多くのワンドが創り出され、多様な水辺環境を構築している。

木曾川右岸
16.4～23.8km附近
に不法係留

H23年度 撤去済



- 23.12.7 簡易代執行①
3隻撤去
24.2.1 簡易代執行②
1隻撤去



【占用許可概要】

占用場所 木曾川 右岸 23.4k+100m (海津市海津町成戸地先)

占用者 羽島市長

占用の態様等 船舶(10隻)の係留(錨係留のみ) 水面占用 410㎡

※木曾川の東海大橋から上流の馬飼頭首工までの区間において、操業を行っている漁業協同組合員の8割が占用場所周辺で操業しており、従前、不用船の放置や棧橋設置等行ってきたが、前年の簡易代執行や撤去指導による自主撤去を実施された。操業者は当該場所に近い羽島市桑原町在住者が多く、羽島市内では係留に適する場所も他に確保できない現状であり、操業実態及び日常の船の管理、出水時における船の移動、内水面漁業の振興等から占用許可申請がなされた。

簡易代執行前(H22.9)



占用許可後の係留状況(H24.8)



船頭平 暫定 係留施設 〔桑名市・愛西市〕



長良川左岸
11.8km附近
(船頭平閘門長良川水路)

【不法占用及び 撤去指導経緯】

- S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。
- H13～14 指示書、弁明通知、監督処分(1回目)
- H16 監督処分(2回目)、所有権放棄書提出。

- 【船頭平長良川水路係留対策協議会】
H15.7設置、4回開催
- ①不法占用工作物を撤去したのちに防災用船着き場(緊急時の避難ルート及び輸ルートの確保)を設置。
 - ②防災用船着き場は平常時、暫定係留施設として利用。
 - ③暫定係留施設に係留できる船は、河川管理者の調査により船頭平長良川水路内への不法係留が確認されている船に限定。
 - ④暫定係留施設は地元自治体2団体で協議会(船頭平地区環境整備協議会)を設立し、占用許可を受けて管理。
 - ⑤係留料金は有料。※漁船は除く。

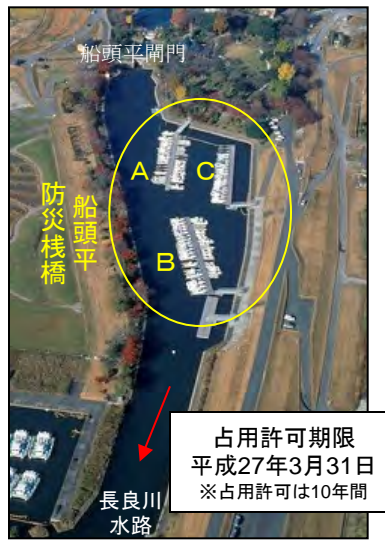
【防災対策工事】
H16.7～H17.3 暫定係留施設と効用を兼ねた防災船着き場を設置(A～D棧橋)

- 【管理に係る経緯】
- ①防災棧橋
河川管理者直轄管理(H17.4～管理委託)
 - ②暫定係留施設
H17.7船頭平地区環境整備協議会がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。(占用期限H27.3.31)
使用許可係留者は使用規則を厳守。

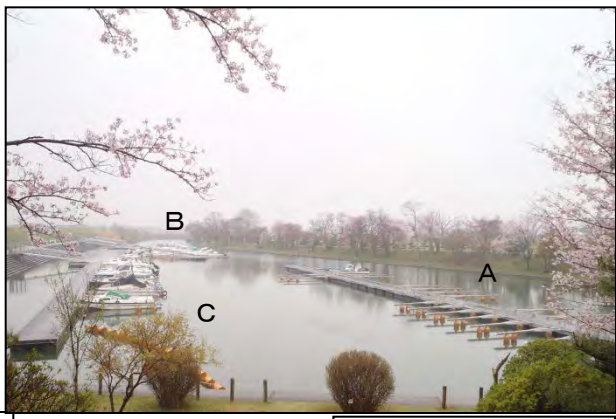
【木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書】

- ・H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。
- ・占用廃止により、暫定係留船舶は速やかに自主退去し、自ら係留保管先を確保するものとする。

生業船(漁船等)については既設変形護岸占有者の許可を得たのち変形護岸に係留することは可能。生業船以外は民間マリナー等に自ら係留保管場所を確保する。



占用許可期限
平成27年3月31日
※占用許可は10年間



係留船舶数32
平成27年3月31日現在



撮影 H27.8.24

平成27年4月
警告看板設置
文書発送
平成27年4月～6月
口頭指導
平成27年6月
是正完了

不法係留船対策

平成10年2月12日付け建設省河政発16号「計画的な不法係留船対策の促進について」（河川局長通達）

平成10年6月19日付け建設省河政発62号

建設省河環発21号

建設省河治発42号「計画的な不法係留船対策の促進について」（河川局三課長通達）

I. 不法係留船とは

河川法第24条、第26条等の許可を得ずして係留している船舶

生業船
(漁船等)

ただし
不法係留船対策に
ついては、生業船とし
ジャー用船舶と対応
を異にしても良い。
漁船に対しては
柔軟な対応を行う。

レジャー用船舶
(プレジャーボート)

II. 年次計画の見直し

不法係留の状況、係留・保管施設の整備状況等を勘案し策定するものであり、これらの状況に変化が生じた場合、適宜見直しを行う

①H27.3.23 第10回船舶対策協議会 ～船舶対策計画書年次計画見直し～

船頭平木曾川水路・西川地区

対策年次:平成24年度から平成25年度まで

→平成24年度から平成27年度までに変更(案)

【不法係留船舶:33隻 不法工作物(棧橋):13基 (H27.3.6時点)】

愛知県内漁業組合所属漁船 → 愛西市が移動先確保

三重県内漁業組合所属漁船 → 桑名市が移動先(船頭平木曾川水路上流側)にて検討中

従わない場合、行政代執行又は簡易代執行

油島地区

対策年次:平成26年度から平成27年度まで

→平成26年度から平成30年度までに変更(案)

所有者調査 → 自主撤去の指導 → 従わない場合、行政代執行及び簡易代執行による撤去

②H27.3.31 三重県内漁業組合所属漁船移動先の検討について

移動先(船頭平木曾川水路上流側)検討の中止(桑名市)

③船頭平防災棧橋(暫定係留施設)について

平成27年4月 警告看板設置・文書発送
平成27年4月～6月 口頭指導

平成27年6月 是正完了

④H27.4月以降 漁船移動先の検討について

船頭平
木曾川
水路・
西川
地区

* H27.4.17 指示書発出(2回目)

桑名市と引き続き協議

- ★協議(検討)内容: I 水面占用の検討 (2箇所提示も占用不適合) ★
- ★ II (現在) 変形護岸係留を前提とした協議 ★

油島
地区

海津市と協議

★協議(検討)内容: 現係留場所(揖斐川)に近接した場所で協議★

しかし

変形護岸の整理集約での対応に困難なケースあり

木曾三川下流部の特性を踏まえた、変形護岸にとらわれない対応でのケースあり

* 変形護岸にとらわれない適正な係留場所に関する方針の必要性 *

④H28.2.23 船舶対策協議会幹事会 ～H28年度以降の不法係留船対策～

対策年次:平成24年度から 平成25年度 まで
…… 平成28年度からの 作業内容 ……

★適正な船舶係留場所に関する方針の検討★

～変形護岸にとらわれない船舶係留場所の検討～

【不法係留船舶:31隻 不法工作物(棧橋):13基 (H28.2.4時点)】

愛知県内漁業組合所属漁船 → 愛西市変形護岸へ移動先確保

三重県内漁業組合所属漁船 → **桑名市と移動先の検討協議**

自主撤去の指導 → 従わない場合、行政代執行又は簡易代執行による撤去

対策年次:平成26年度から 平成27年度 まで
…… 平成28年度からの 作業内容 ……

★適正な船舶係留場所に関する方針の検討★

～変形護岸にとらわれない船舶係留場所の検討～

【不法係留船舶: 48隻 不法工作物(棧橋):8基(H28.2.4時点)】

岐阜県内漁業組合所属漁船 → **海津市と移動先の検討協議**

自主撤去の指導 → 従わない場合、行政代執行及び簡易代執行による撤去

西川地区
船頭平木曾川水路

油島地区

計 画 書 フローチャート

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

重点的撤去区域設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

変形護岸の整理集約・廃止・利活用

船頭平暫定係留施設（係留期限27・31）

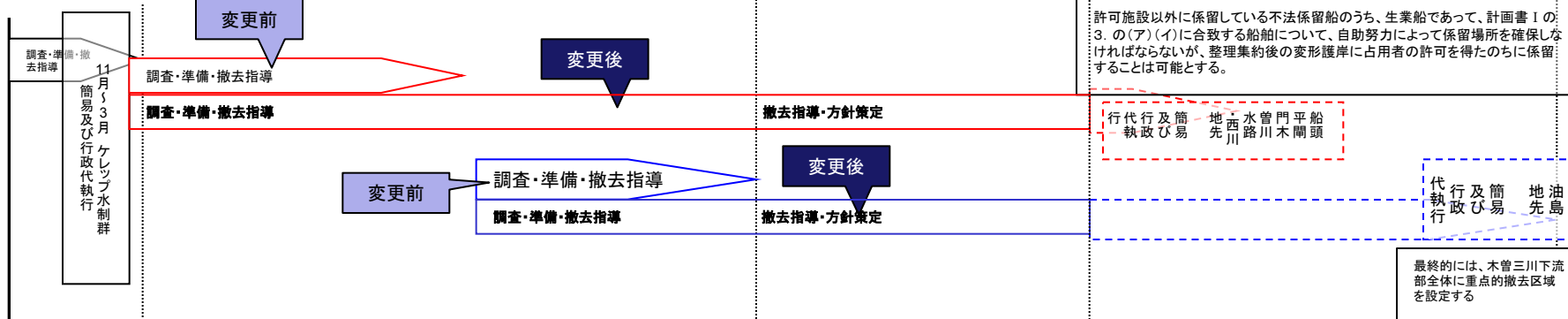
放置禁止指定区域の設定

条例整備

出水時における避難場所の確保

生業船以外の船舶に係る恒久的係留・保管施設の整備

広報・啓発



許可施設以外に係留している不法係留船のうち、生業船であって、計画書Ⅰの3.の(ア)(イ)に合致する船舶について、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、整理集約後の変形護岸に占有者の許可を得たのちに係留することは可能とする。

代行及簡易執行 地先 水門 平船 西川 木曾川 川木 平頭

代行及簡易執行 地先 油島

最終的には、木曾三川下流部全体に重点的撤去区域を設定する

変形護岸に係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、計画書Ⅰの3. (1)の(ア)(イ)に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。占有者は係留実態調査を行い、許可係留船舶をⅠの3. (1)の(ア)(イ)に合致させるものとし、不法係留の排除及び不法工作物の撤去など適切な管理運営を行うこととする。係留船舶が減少している変形護岸は、許可施設以外の不法係留船のうち生業船であってⅠの3. (1)の(ア)(イ)に合致する船舶を含めて整理集約する。係留船舶が存在しない変形護岸は占有廃止する。但し、占有廃止した変形護岸について、沿川自治体が新たに水面利用のための離発着場所として占有することは可能とする。

不法係留船対策により暫定係留施設（船頭平）に暫定係留を認めた船舶については、平成27年3月31日の暫定係留期限到来後は占有廃止することから自助努力で新たな係留場所を確保しなければならない。但し、Ⅰの3. (1)の(ア)(イ)に合致する船舶については整理集約後の変形護岸に占有者の許可を得たのちに係留することは可能とする。

暫定係留期限 27・31 占有廃止 27・31

防災用船着場として管理

放置艇対策の実効性の確保又は放置等の再発防止若しくは予防を図る必要があると判断される区域を関係機関と調整の上、順次計画的に指定する。

船舶の係留・保管の適正化を進めるため、地方自治体における条例の制定を求める取り組みを進める。

変形護岸に係留している船舶の所有者は、出水時における船舶の避難場所を確実に確保する。

民間活力等による施設整備が考えられることから船舶対策協議会から地域に向けて施設整備に係る情報を幅広く発信する。

各水域管理者、関係自治体、警察機関、海上保安機関、船舶製造・販売事業者、漁業関係者、利用者団体、各種協議会等が相互に連携。

**船頭平地区
(木曾川水路)
及び
西川地区**

[桑名市・愛西市]

【船頭平閘門】

重要文化財(平成12年)。明治時代の河川工事により木曾川と長良川を往来できるようにした閘門(復門式門扉)明治35年に完成。不法係留船の存する木曾川水路が接続している。

【不法係留の状況】

- ・H24.4.11重点的撤去区域公示
- H24.9の係留実態**
- 船頭平地区58隻・棧橋12基**
- 西川地区7隻・棧橋4基**
- ・H26.2.28指示書を交付
- 対象船舶:34隻**
- (船頭平地区27隻、西川地区7隻)**

是正期限:H26.3.28

* 移動先について1 *

漁船が多数を占めており、地元自治体と係留場所確保に関し連携。愛知県漁組所属の漁船は、平成25年度中に愛西市にて移動先確保済。三重県漁組所属の漁船は、移動先確保に向け桑名市と対応協議中

・H26.3.31

指示書に従い自主移動がなされ、21隻に減少した(船頭平地区13隻、西川地区8隻)。

* 移動先について2 *

平成25年度末に桑名市が提示した移動先の検討を中止。新たな移動先確保の検討を協議する。

・H27.4.17第2回目の指示書を交付

- 対象船舶:32隻**
- (船頭平地区24隻、西川地区8隻)**

是正期限:H27.5.15

・H28.2.4

- 船頭平地区(24隻・棧橋9基)**
- 西川地区(7隻・棧橋3基)**
- 計31隻の係留を確認した。**

【河川管理上の支障】

船頭平地区(木曾川水路)12.4km附近及び西川地区は漁船が多数を占め、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、12.4km附近は不法係留により水路幅が狭くなっており船頭平閘門を通航する船舶の通航の阻害となっている。



平成27年3月撮影

木曾川右岸
12.4k～12.6k
附近



平成27年3月撮影

木曾川右岸
10.8k～11.2k
附近



木曾川右岸
10.8～11.2km
12.4～12.6km附近

平成24年度

平成25年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

24.10月
幹事会

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

25.2月
第8回
協議会

協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

26.2月
第9回
協議会

船頭平木曾川水路
+
西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)

4月 重点的撤去区域公示

4月 警告看板設置

7月
廃船認定

25年
2月
廃船撤去

12月
廃船認定

2月
指示書

26年
2月
廃船撤去

撤去指導(船舶及び不法工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

実線

実施済み

破線

予定

平成26年度

平成27年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約
- ・H28年度以降の撤去対策

27.3月
第10回
協議会

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・変形護岸整理集約

28.2月
幹事会

28.3月
第11回
協議会

船頭平木曾川水路 + 西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

4月
指示書

水面占
用を前
提とし
た移動
先の協
議

変形護岸への移動を協議(継続中)

- 桑名市が新規に係留施設の占用手続きを行い、使用許可を受けた船は許可施設へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

実線

実施済み

破線

予定

平成28年度

平成29年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

28.12月
幹事会

29.12月
幹事会

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・変形護岸整理集約

29.1月
第12回
協議会

幹事会及び協議会内容

- ・適正な船舶係留場所に関する方針の策定
- ・上記方針策定を踏まえた、船頭平木曾川水路及び西川地先(本川)と油島地先の撤去対策、並びに、変形護岸整理集約の年次計画見直し
- ・H30年度以降の撤去対策

30.1月
第13回
協議会

船頭平木曾川水路
+
西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

○適正な船舶係留場所に関する方針の策定○
～変形護岸にとらわれない係留場所の検討～

漁船: 移動先の検討

行政代執行にあたっての条件整理

- 桑名市が新規に係留施設の占用手続きを行い、使用許可を受けた船は許可施設へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例: 係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

実線 実施済み

破線 予定

平成30年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

30.12月
幹事会

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・変形護岸整理集約
- ・H33年度以降の撤去対策
- * H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり

31.1月
第14回
協議会

船頭平木曾川水路
+
西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

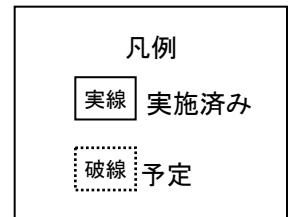
指示書
9月

監督処分
11月

行政代執行
2月

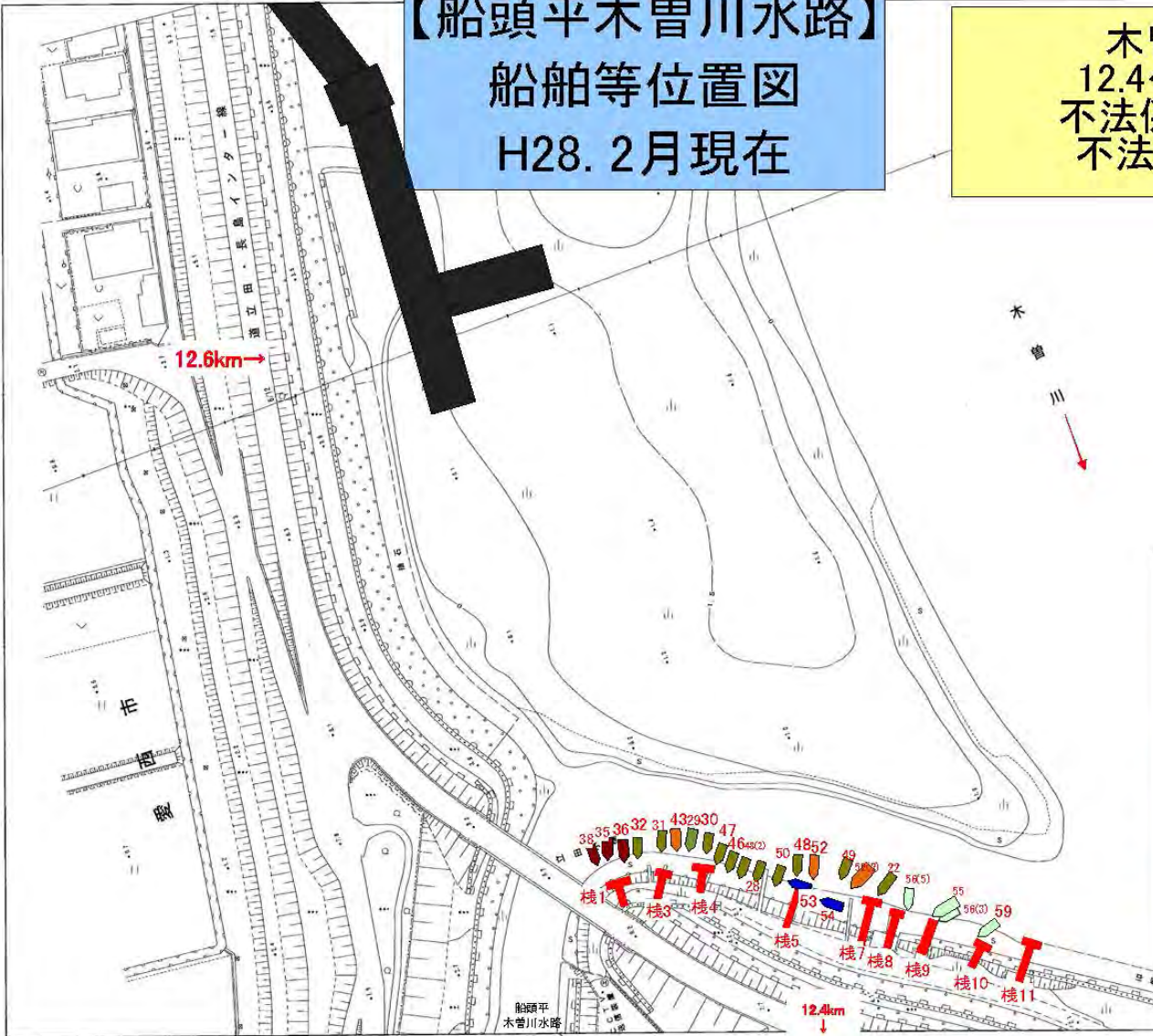
簡易代執行
2月

- 桑名市が新規に係留施設の占用手続きを行い、使用許可を受けた船は許可施設へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- 変形護岸に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保
(例: 係留可能な既設変形護岸)
- ※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施



【船頭平木曾川水路】
船舶等位置図
H28. 2月現在

木曾川右岸
 12.4~6km附近
 不法係留船 24隻
 不法棧橋 9基



所属別隻数(除<棧橋)

	(三重)	4
	(愛知)	3
	(愛知)	12
	所属不明 (個人)	3
	所属不明 (不明)	2

【西川地先】
船舶等位置図
28. 2月現在

木曾川右岸
10.8~11.2km附近
不法係留船 7 隻
不法棧橋 4 基

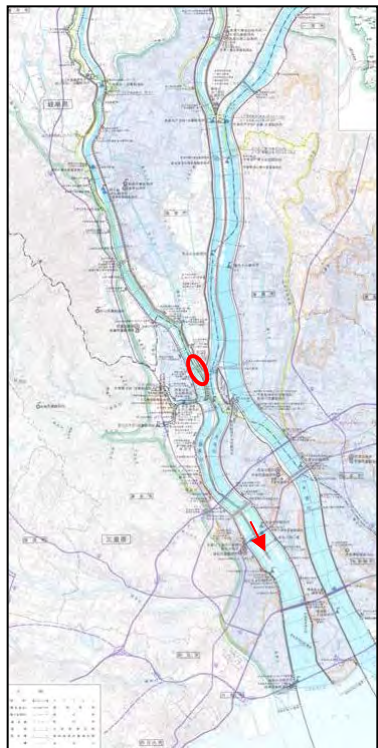
木曾川



所属別隻数(除く棧橋)
 (三重) 7

木曾川

油島地区 〔海津市〕



揖斐川左岸
13.6km(治水神社)～
14.6km(大江樋門)附近

【治水神社】
宝暦治水工事(1755年)の責任者、
薩摩藩家老平田鞠負(ひらたゆきえ)
を祭神とする神社。

【千本松原】
薩摩義士が治水工事の完成直後に
千本の日向松の苗を揖斐川長良川
分流堤に植えたものと伝えられてい
る。
国の史跡。

【不法係留実態】
不法係留船の数が多く、所有者不
明の割合が高い。

H18調査
不法係留船76隻 不法棧橋7
H24.4月
不法係留船68隻 不法棧橋7
H26.4.14重点的撤去区域公示
H28.2月
不法係留船48隻 不法棧橋7

【河川管理上の支障】
中州が前面にあるが、H14年及び
H16年洪水では中州が長時間に亘
り水没しており、船や棧橋が流出し
た場合は橋梁に引っかかり流下阻
害を引き起こしたり、河川管理施設
にぶつかり損傷を与える恐れがあ
る。

治水神社等の歴史建造物、国の史
跡である千本松原、木曾三川公園
の近隣であり景観上の阻害となっ
ている。



今後、河川法に基づく是正指示及び
命令によっても撤去がされない場合、
強制的撤去措置(簡易及び行政代執
行)を行う。
漁船に係る係留場所確保については、
地元自治体と連携中。
〔約50隻:平成28年2月時点〕

平成26年度

平成27年度

平成26年度												平成27年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幹事会及び協議会内容 ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策 ・油島地先撤去対策 ・船頭平暫定係留施設占用廃止 ・変形護岸整理集約 ・H28年度以降の撤去対策												幹事会及び協議会内容 ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策 ・油島地先撤去対策 ・変形護岸整理集約											
28.3月 第11回 協議会																							

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

油島地先

撤去対策等

生業船(漁船)

4月 重点的撤去区域公示

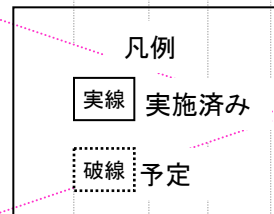
係留実態及び所有者調査

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

係留実態及び所有者調査

撤去指導
(船舶及び不法工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。(※長良川では支障あり。)
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施
- 揖斐川において海津市が新たな係留場所(施設)を占用(整備)し、漁船の係留場所を確保する。



平成28年度

平成29年度

平成28年度												平成29年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>幹事会及び協議会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策 ・油島地先撤去対策 ・変形護岸整理集約 												<p>幹事会及び協議会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な船舶係留場所に関する方針の策定 ・上記方針策定を踏まえた、船頭平木曾川水路及び西川地先(本川)と油島地先の撤去対策、並びに、変形護岸整理集約の年次計画見直し ・H30年度以降の撤去対策 											
												<p>28.12月 幹事会</p>											
												<p>29.12月 幹事会</p>											
												<p>29.1月 第12回 協議会</p>											
												<p>30.1月 第13回 協議会</p>											

木曾三川下流部
船舶対策協議会

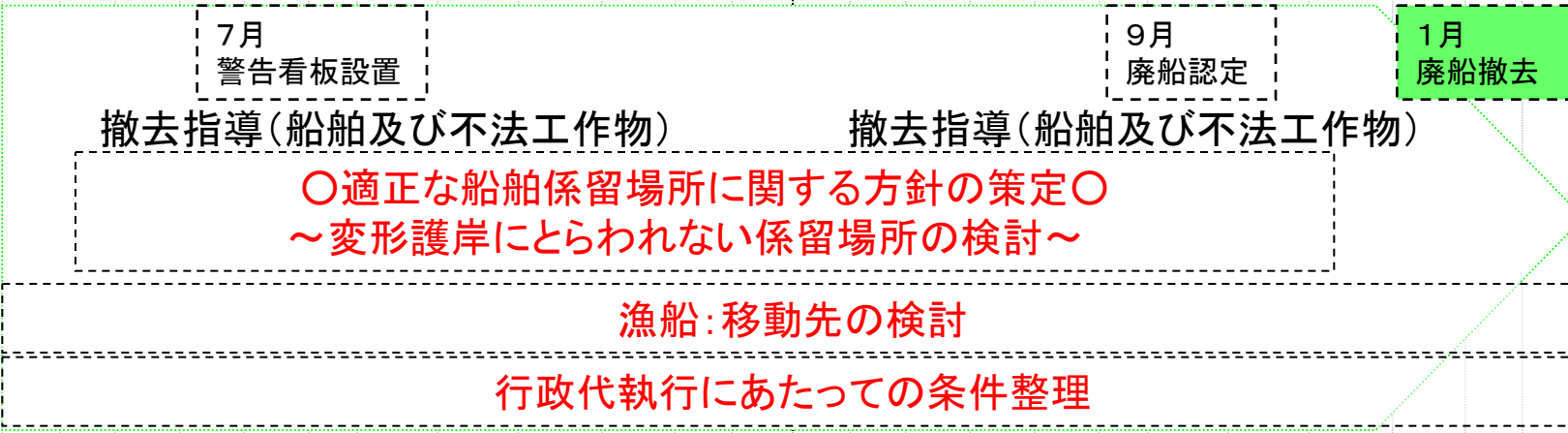
幹事会

協議会

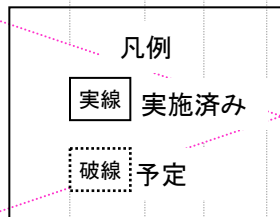
油島地先

撤去対策等

生業船(漁船)



- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。(※長良川では支障あり。)
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施
- 揖斐川において海津市が新たな係留場所(施設)を占有(整備)し、漁船の係留場所を確保する。



平成30年度

平成31年度

平成30年度												平成31年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>幹事会及び協議会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策 ・油島地先撤去対策 ・変形護岸整理集約 ・H33年度以降の撤去対策 <p>* H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり</p>												<p>幹事会及び協議会内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策 ・油島地先撤去対策 ・変形護岸整理集約 ・H33年度以降の撤去対策 <p>* H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり</p>											
<p>31.1月 第14回 協議会</p>												<p>32.1月 第15回 協議会</p>											

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

自主撤去の指導
(船舶及び不法工作物)

自主撤去の指導
(船舶及び不法工作物)

漁船: 移動先の検討

行政代執行にあたっての条件整理

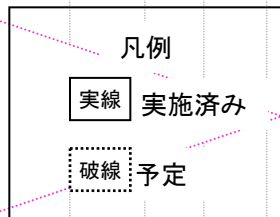
3月
指示書

油島地先

撤去対策等

生業船(漁船)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。(※長良川では支障あり。)
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施
- 揖斐川において海津市が新たな係留場所(施設)を占用(整備)し、漁船の係留場所を確保する。



平成32年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

木曾三川下流部
船舶対策協議会

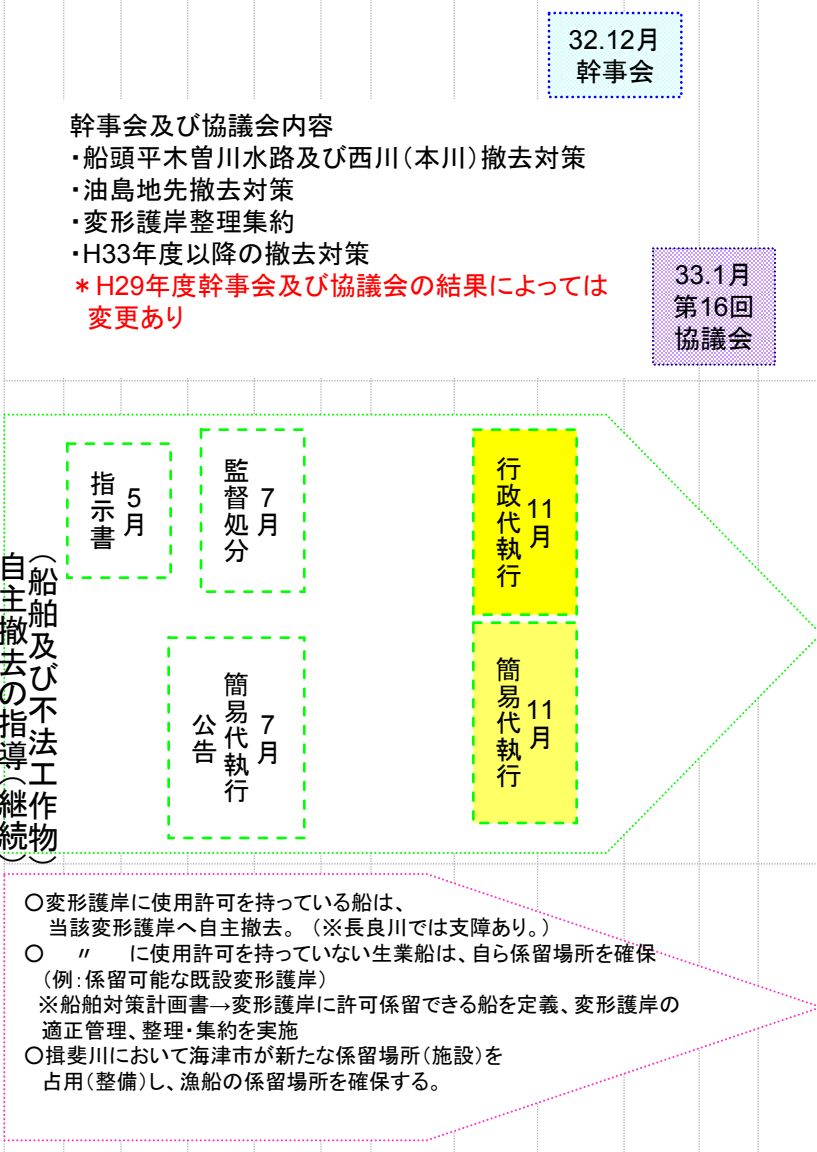
幹事会

協議会

油島地先

撤去対策等

生業船(漁船)



幹事会及び協議会内容
 ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 ・油島地先撤去対策
 ・変形護岸整理集約
 ・H33年度以降の撤去対策
 * H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり

自主撤去の指導(継工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。(※長良川では支障あり。)
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
 ※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施
- 揖斐川において海津市が新たな係留場所(施設)を占用(整備)し、漁船の係留場所を確保する。

凡例

実線 実施済み

破線 予定

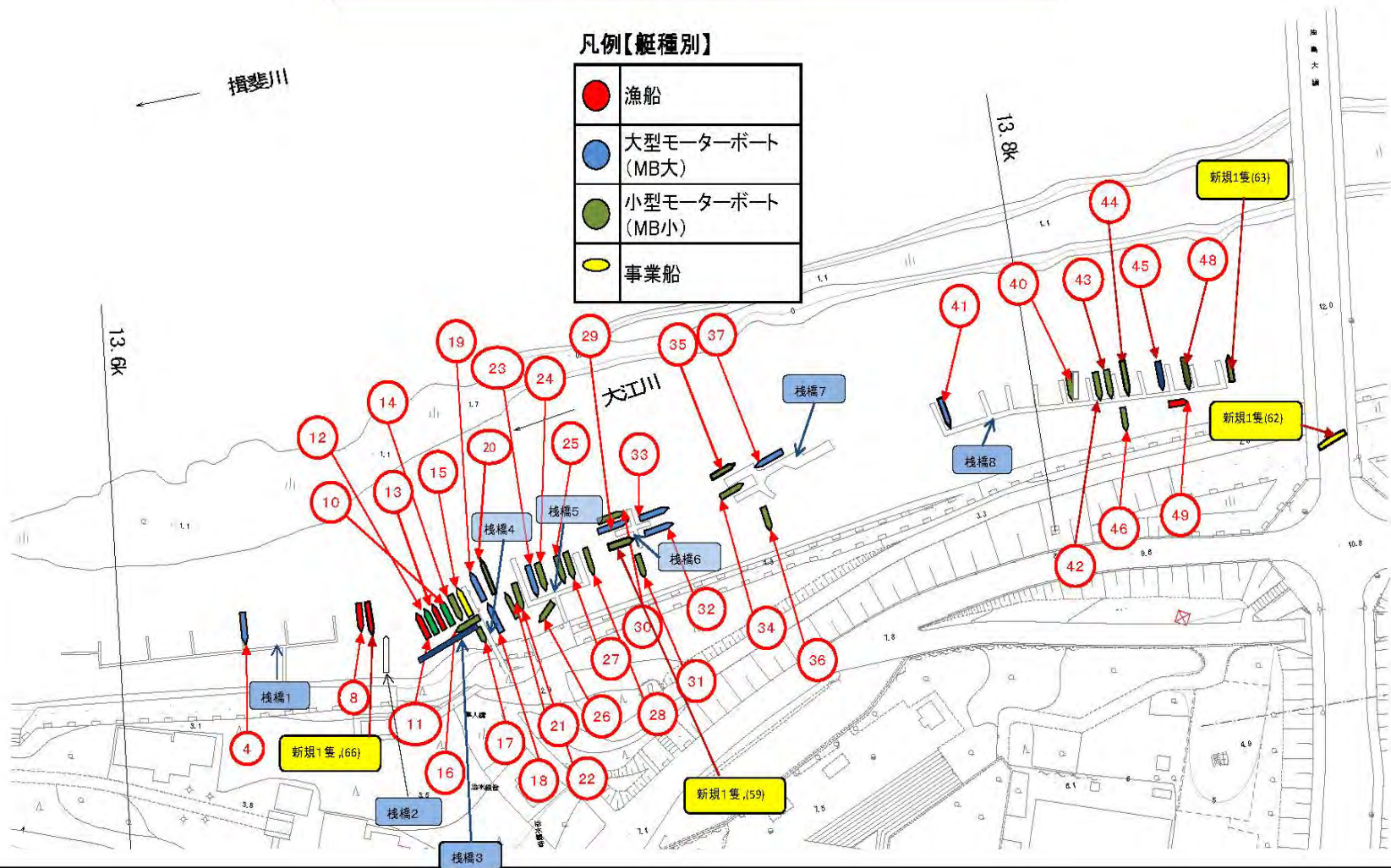
【油島地区】(1)
船舶等位置図
H28.2月現在

治水神社前～油島大橋

揖斐川左岸 13.6km～13.8km附近
不法係留船 43隻
不法棧橋 8基

凡例【艇種別】

●	漁船
●	大型モーターボート (MB大)
●	小型モーターボート (MB小)
●	事業船

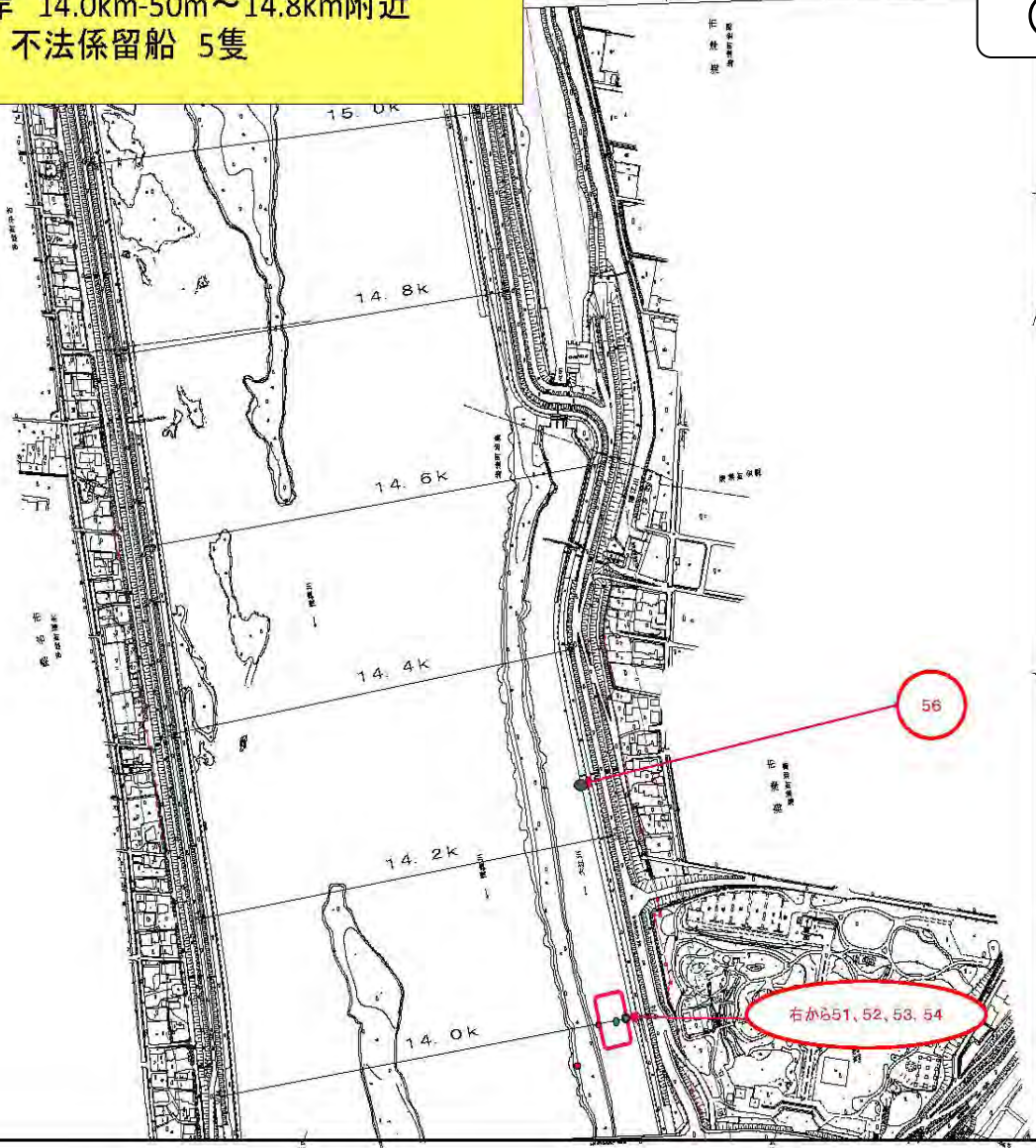






揖斐川左岸 14.0km-50m～14.8km附近
不法係留船 5隻

③

凡例【艇種別】

	漁船
	大型モーターボート (MB大)
	小型モーターボート (MB小)
	事業船



この図は、平成21年11月撮影の1/2,500図を縮小したものです。
 官界境界杭
 官界境界杭(確認不可)
 河川区域
 河川健全区域
 1:2,500

平成24年度

24.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

25.2月
第8回
協議会

平成25年度

協議会内容

- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

26.2月
第9回
協議会

平成26年度

協議会内容

- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約
- ・H28年度以降撤去対策

27.3月
第10回
協議会

平成27年度

28.2月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・変形護岸整理集約

28.3月
第11回
協議会

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

平成23年度

24.5～10月 占用者は整理集約実施計画(案)を作成

24.10～25.3月 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施

24.10～26.3月にかけて整理集約を実施
木曾川左岸(愛西市) 松田、小家、田尻、後江

24.10～33.3月にかけて整理集約を実施
長良川左岸(桑名市) №8松之木、№1杉江、№2下坂手、№3下坂手

28.1月 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施
28.1～29.3月にかけて整理集約を実施
木曾川右岸(桑名市) 鎌ヶ地

26.4～28.3月にかけて整理集約を実施 揖斐川右岸(桑名市) 上之郷

26.4～29.3月にかけて整理集約を実施 揖斐川右岸(桑名市) 上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)

変形護岸整理集約スケジュール

変形護岸等の占用許可施設に係る係留等実態調査結果とりまとめ

凡例

実線 実施済み

破線 予定

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

木曾三川下流部
船舶対策協議会
幹事会
協議会

28.12月 幹事会
幹事会及び協議会内容
・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
・油島地先撤去対策
・変形護岸整理集約
29.1月 第12回 協議会

29.12月 幹事会
幹事会及び協議会内容
・適正な船舶係留場所に関する方針の策定
・上記方針策定を踏まえた、船頭平木曾川水路及び西川地先(本川)と油島地先の撤去対策、並びに、変形護岸整理集約の年次計画見直し
・H30年度以降の撤去対策
30.1月 第13回 協議会

30.12月 幹事会
協議会内容
・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
・油島地先撤去対策
・変形護岸整理集約
・H33年度以降撤去対策
* H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり
31.1月 第14回 協議会

31.12月 幹事会
幹事会及び協議会内容
・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
・油島地先撤去対策
・変形護岸整理集約
・H33年度以降撤去対策
* H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり
32.1月 第15回 協議会

平成28年 2月～6月
変形護岸等の占用許可施設に係る係留等実態調査(第2回目)
第2回目 係留実態調査取りまとめ
28.4～6月 占用者は整理集約実施計画を作成
28.7～9月 漁協・地元等へ事前説明を実施

24.10～33.3月にかけて整理集約を実施長良川左岸(桑名市) №8松之木、№1杉江、№2下坂手、№3下坂手

24.10～29.3月にかけて整理集約を実施木曾川右岸(桑名市) 鎌ヶ地

26.4～29.3月にかけて整理集約を実施損斐川右岸(桑名市) 上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)

凡例
実線 実施済み
破線 予定

28.10～32.3月にかけて整理集約を実施損斐川左岸(海津市) 今尾

28.10～32.3月にかけて整理集約を実施長良川右岸(海津市) 海津№1～№10

28.10～33.3月にかけて整理集約を実施木曾川左岸(愛西市) 塩田

28.10～33.3月にかけて整理集約を実施長良川左岸(桑名市) №9千倉、№10西外面、№5西外面、№6西外面、№7十日外面、№11駒江、№12駒江
損斐川右岸(桑名市) 上之輪

28.10～33.3月にかけて整理集約を実施木曾川左岸(木曾岬町) 加路戸

平成32年度

木曾川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

32.12月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・変形護岸整理集約
 - ・H33年度以降撤去対策
 - * H29年度幹事会及び協議会の結果によっては変更あり

33.1月
第16回
協議会

集約変形
スケジュール
護岸整理

24.10~33.3月にかけて
整理集約を実施
長良川左岸(桑名市)
No8松之木、No1杉江、
No2下坂手、No3下坂手

28.10~33.3月にかけて
整理集約を実施
木曾川左岸(愛西市) 塩田

28.10~33.3月にかけて
整理集約を実施
長良川左岸(桑名市)
No9千倉、No10西外面、
No5西外面、No6西外面、
No7十日外面、No11駒江、
No12駒江
揖斐川右岸(桑名市)
上之輪

28.10~33.3月にかけて
整理集約を実施
木曾川左岸(木曾岬町) 加路戸

凡例

実線 実施済み

破線 予定

船頭平 暫定 係留施設 〔桑名市・愛西市〕

【船頭平長良川水路係留対策協議会】
H15.7設置、4回開催

- ①不法占用工作物を撤去したのちに防災用船着き場（緊急時の避難ルート及び輸ルートの確保）を設置。
- ②防災用船着き場は平常時、暫定係留施設として利用。
- ③暫定係留施設に係留できる船は、河川管理者の調査により船頭平長良川水路内への不法係留が確認されている船に限定。
- ④暫定係留施設は地元自治体2団体で協議会（船頭平地区環境整備協議会）を設立し、占用許可を受けて管理。
- ⑤係留料金は有料。※漁船は除く。

【防災対策工事】

H16.7～H17.3 暫定係留施設と効用を兼ねた防災船着き場を設置（A～D棧橋）

【管理に係る経緯】

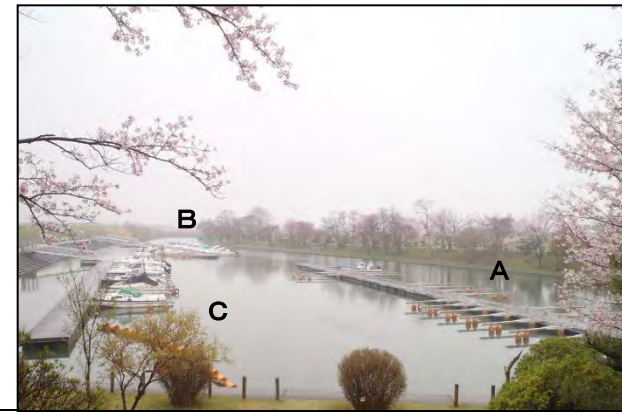
- ①防災棧橋
河川管理者直轄管理（H17.4～管理委託）
- ②暫定係留施設
H17.7船頭平地区環境整備協議会がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。（占用期限H27.3.31）
使用許可係留者は使用規則を厳守。

【木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書】

- ・H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。
 - ・占用廃止により、暫定係留船舶は速やかに自主退去し、自ら係留保管先を確保するものとする。
- 生業船（漁船等）については既設変形護岸占有者の許可を得たのち変形護岸に係留することは可能。生業船以外は民間マリーナ等に自ら係留保管場所を確保する。



占用許可期限
平成27年3月31日
※占用許可は10年間



係留船舶数32
平成27年3月31日現在



撮影 H27.8.24

平成27年4月
警告看板設置
文書発送
平成27年4月～6月
口頭指導
平成27年6月
是正完了



長良川左岸
11.8km附近
（船頭平閘門長良川水路）

【不法占用及び 撤去指導経緯】

S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。

H13～14 指示書、弁明通知、監督処分（1回目）

H16 監督処分（2回目）、所有権放棄書提出。

平成24年度

平成25年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

木曾三川下流部
船舶対策協議会
幹事会
協議会

河川管理者及び船頭平
地区環境整備協議会

「生業船以外」
プレジャーボート等
占用廃止スケジュール等

「生業船」
漁船等

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

24.10月 幹事会

25.2月 第8回 協議会

4月 事務監査

5月 幹事事務局会議

6月 事務局防災訓練

10月 幹事事務局会議

協議会(幹事会) 25.2月

24.6月 防災訓練時に「占用廃止後の自主撤去指導」

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

26.2月 第9回 協議会

4月 事務監査

5月 幹事事務局会議

6月 事務局防災訓練

10月 幹事事務局会議

協議会(幹事会) 26.3月

25.6月 防災訓練時に「占用廃止後の自主撤去指導」

凡例

実線 実施済み

破線 予定

【生業船以外】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1~27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・民間マリーナや自宅等係留先確保は自ら行う。(但し、変形護岸へは一切係留できない。)

【生業船】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1~27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・既設変形護岸へ係留可能とするが、係留先確保は自ら行う。

26年1月「使用許可係留者宛て文書発送」
(占用廃止スケジュール等)

使用許可
更新
3月
(1年間のみ)

平成26年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約
 - ・計画の見直し
 - ・H28年度以降撤去対策

27.3月
第10回
協議会

4月
事務
監査

5月
幹事
事務局
会議

6月
事務局
防災
訓練
幹事
会議

10月
幹事
会議

27.2月
協議
会
(幹事
会)

27
・3
・31
廃止

26.6月防災訓練時に
「占用廃止後の自主撤去指導」

26.8月占用廃止説明会
(生業船以外2回)
(生業船1回)

26.10月
マリーナ
空情報提供

27.1月
占用廃止
周知文書

27.
3月
期限内
移動周知

27.4月
警告看板設置
文書発送

27.4月～6月
口頭指導

【生業船以外】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1～27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・民間マリーナや自宅等係留先確保は自ら行う。(但し、変形護岸へは一切係留できない。)

【生業船】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1～27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・既設変形護岸へ係留可能とするが、係留先確保は自ら行う。

27
・3
・31
占用廃止(速やかに自主退去)

是正完了
6月

平成27年度(占用廃止後)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川(本川)撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・変形護岸整理集約

28.2月
幹事会

28.3月
第11回
協議会

凡例

実線 実施済み

破線 予定

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

河川管理者及び船頭平
地区環境整備協議会

占用廃止スケジュール等

「生業船以外」
プレジャーボート等

「生業船」
漁船等